

福島県働き方改革支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働き方改革支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、男性の仕事を優先するライフスタイルの見直しを進め、男性にも育児等への参加を促進すること、また、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和のとれた男女が共に働きやすい職場づくりを推進することを目的とし、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。）第2条第1項第1号及び各事業所において就業規則又は労働協約等（以下「就業規則等」という。）に定めるところにより、その子を養育するための休業制度をいう。

(2) 労働者

労働基準法第9条に規定する労働者をいう。

(3) 年次有給休暇

労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇をいう。

(4) 所定外労働

就業規則等に定める労働時間外の労働をいう。

(5) 常時雇用する労働者

期間の定めなく雇用されている者又は2か月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいう。

(対象となる取組)

第4条 本事業の対象となる取組（以下「対象取組」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 男性の育児休業の取得促進

(2) 所定外労働の削減

(3) 年次有給休暇の取得促進

2 前項に掲げる取組ごとの成果目標は下表のとおりとする。

男性の育児休業の取得促進	男性従業員（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に7日以上（勤務を要しない日を除く。）連続した育児休業を取得すること
所定外労働の削減	取組期間における平均所定外労働時間数を、過去2年間の同時期と比較して15時間以上削減させること。
年次有給休暇の取得促進	取組期間における年次有給休暇の平均取得日数を、過去2年間の同時期と比較して3日以上増加させること。

3 第4条第1項第2号及び第3号に掲げる取組の取組期間は、参加決定日から当該年度

の2月末日までの間で3か月間を設定するものとする。

- 4 第4条第1項第2号及び第3号に掲げる取組の対象者は、原則として県内の事業所に勤務する全ての常時雇用する労働者とする。
- 5 第4条第1項第2号及び第3号に掲げる取組の対象となる事業所は、原則として県内の全ての事業所とする。ただし、従業員数や業務形態等によりこれによりがたい場合は、県の承認を得た上で特定の事業所等で参加することができるものとする。

(対象事業主)

第5条 対象取組の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、県内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の50%以上を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人）は対象外とする。

- (1) 福島県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく「働く女性応援」中小企業認証又は「仕事と生活の調和」推進企業認証を得た事業主又は認証を得る予定の事業主
 - (2) 働き方改革アドバイザーの派遣を受け、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を実施する事業主
- 2 対象事業主は、前項の規定に加え次の各号のすべてに該当する事業主とする。
- (1) 雇用保険適用事業所であること
 - (2) 暴力団関係事業所でない事業主であること
 - (3) 県が行う普及啓発活動に協力できること
- 3 前条第1項第1号に掲げる取組に係る対象事業主は第1項及び第2項の規定に加え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。
- (1) 就業規則等により育児休業制度を設けていること
 - (2) 男性従業員（経営者の親族である者を除く。）が、平成30年7月30日以降、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に7日以上（勤務を要しない日を除く。）連続した育児休業を取得し、当該休業終了後に原職等に復職していること

(奨励金交付額)

第6条 奨励金の交付は、各対象取組につき1回限りとし、その額は次の各号のとおりとする。

- (1) 男性の育児休業の取得促進 100,000円
- (2) 所定外労働の削減 150,000円
- (3) 年次有給休暇の取得促進 100,000円

(事業参加の申込み)

第7条 第4条第1項第2号又は第3号に掲げる取組に参加を希望する事業主は、働き方改革支援事業参加申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申込するものとする。

- (1) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）
 - (2) 就業規則等及び労働時間や休暇に関する規程
 - (3) 会社案内又は会社概要（ホームページの写し可）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条第1項第1号の取組については事前の参加申込みは不要とする。

(事業参加の決定)

第8条 知事は、参加申込書を審査し、参加の可否を働き方改革支援事業参加に係る審査結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(申請及び実績報告)

第9条 第4条第1項第1号の奨励金の交付を受けようとする事業主は、対象となった男性労働者が育児休業を取得する前の職等に復職した日から起算して90日を経過した日又は復職した日以後の最初の3月31日のいずれか早い日までに、働き方改革支援奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第3-1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届)
- (2) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)
- (3) 対象となる男性労働者の育児休業決定通知等、育児休業期間の確認が出来るもの
- (4) 対象となる男性労働者の出勤簿の写し等、職場復帰状況の確認できるもの
- (5) 育児休業に関する労働協約又は就業規則等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第1項第2号又は第3号の奨励金の交付を受けようとする事業主は、取組期間の最終日から起算して1か月を経過した日又は参加決定年度の3月31日のいずれか早い日までに、働き方改革支援奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第3-2号)に、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 取組の成果が確認できる書類(成果の一覧表、取組期間及び過去2年間の同時期に係る時間外労働命令簿や出勤簿の写し等)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、奨励金交付の可否について働き方改革支援奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付)

第11条 知事は前条の交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

2 次世代育成支援企業認証を得る予定の事業者への奨励金の支払いは、認証取得が確実になった場合に行うものとし、認証取得ができなかった場合は、働き方改革支援奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付の決定を取り消すものとする。

(奨励金の交付決定の取り消し及び返還)

第12条 知事は、奨励金の交付を受けた事業主が、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、働き方改革支援奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付の決定を取り消すものとし、既に交付した奨励金がある場合は、働き方改革支援奨励金返還通知書(様式第6号)により返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助対象者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第10条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。